

前橋市立若宮小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定にあたって

(1) 若宮小学校の基本的な考え方

国では、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、これに基づき群馬県では「いじめ防止基本方針」が出された。前橋市教育委員会では、24年には「いじめ撲滅宣言」を策定し、25年には「いじめ対策室」を設置している。

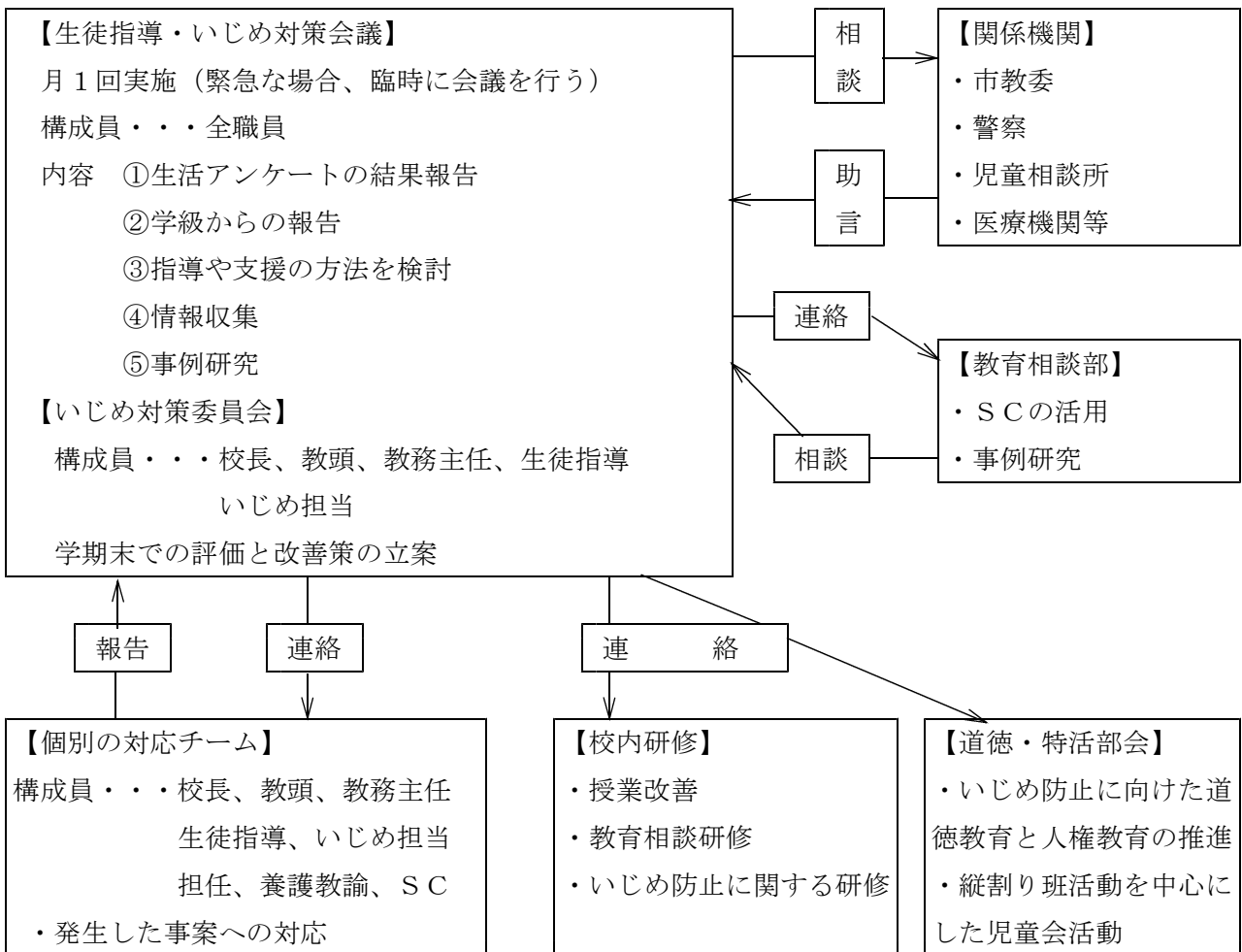
若宮小では、社会情勢と国・県・市の施策を受け、自校におけるいじめの未然防止と早期発見・早期解決のため「若宮小いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) めざす児童像

- ・一人一人に居場所があり、学校に来るのが楽しいと感じる児童。
- ・やさしさと思いやりの心で友達に接することができる児童。
- ・いじめを許さない・いじめを絶対にしない児童。

2 組織及び校内体制について

組織構想図



3 いじめ未然防止

(1) 基本方針

本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 特別活動（児童会活動・学級活動）を通して、お互いの良さを認め合ったり、自己有用感を持てる教育活動を展開する。
- 道徳教育・人権教育を充実し、規範意識や集団のあり方について話し合う学習を行う。
- 分かる授業、楽しい授業の実践により、「学校に来るのが楽しい」と児童が感じる。
- これらの活動を通して、「いじめの未然防止」につなげる。

(2) 指導計画・研修計画

〈若宮小学校「いじめ防止」年間計画〉

PLAN	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の実施（重点指導項目の決定） ・実態把握（月1回の生活アンケート計画） ・年間指導計画の作成（SC活用計画） ・児童会活動案検討
DO	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の生活アンケート実施 ・生活アンケート事案への対応 ・月1回はいじめ対策会議実施 ・児童会によるあいさつ運動の実施 ・個別の教育相談実施 ・道徳授業の実施 ・「いじめ未然防止」の校内研修実施 ・ソーシャルスキルトレーニングの実施 ・SCによるカウンセリング
CHECK	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会による評価（課題把握）と改善策の立案 ・児童会活動の振り返り ・学年ブロックによる道徳授業の評価 ・年間指導計画の評価
ACTION	<ul style="list-style-type: none"> ・重点指導項目の改善 ・年間指導計画の改善

（別添 全体計画）

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・保護者へは、いじめ未然防止について学校便りや学年通信を通して周知する。
また、PTA会議や学級懇談会の話題に取り上げる。
- ・地域のボランティア（交通指導員、遊び場指導員、寺子屋、ボランティアの会）に、学校行事・学年行事や学習に協力していただく。

(4) 校内研修

- ・スクールカウンセラー等が講師になり、ソーシャルスキルトレーニングを行い、個別の教育相談や支援の方法を研修する。
- ・児童一人一人が自己有用感を持つための、特別活動・学級経営について研修する。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめを早期に発見するため、学校の組織全体で取り組む。家庭・地域とも連携しいじめの早期発見に努める。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- ①生活アンケートの実施（月1回実施）
- ②日常生活の見取り（いじめチェックシートの活用）
- ③教育相談（教師：児童 教師：保護者 SC：児童 SC：保護者 SC：教師）
- ④保護者・地域との日常的な連携

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ・月1回のいじめ対策会議における職員の共通理解。
- ・生活アンケートの結果報告。

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

いじめ対策会議における対応策の立案。

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

本校のいじめ対策における中心組織である「いじめ対策会議」が、各種ケースをいじめとして対応すべき事案かどうか判断する。

(2) 重大事態発生の場合

緊急に「いじめ対策会議」を開き、事実の確認をし対応策を立てる。

(3) その他

被害者の心情を大切にされた対応策を立てる。

6 その他

○評価と改善について

学期末の「いじめ対策委員会」で学期ごとの評価を行い、改善策を立てる。

○保護者・地域への情報発信と啓発活動について

学校便りで、いじめに対する学校の取り組みを知らせ、保護者や地域の理解を得る。